

「唐・慕容曦輪墓誌」の訳注と考察

平田 陽一郎*

Murong Xilun Tang Epitaph:

Translation and Notes

HIRATA Yoichiro*

Key Words: Murong Xilun, Tang Dynasty, Epitaph

1. はじめに

二十世紀の四十年代と七十年代に、甘肅省武威市と寧夏回族自治区同心県の地で、唐王朝に帰属した吐谷渾の王族である、慕容氏一族に関わる墓誌が十点以上も出現した。そこには、編纂史料の欠を補い、誤りを補正することのできる記述が多く含まれていた。そのため、少なからぬ研究者によって、吐谷渾・慕容氏の家系や唐室との婚姻関係、および関連する諸問題について、研究が積み重ねられてきた[1]。

そして、二〇一八年にいたって、また新たな墓誌の存在が知られるにいった。それが本稿で取り上げてみたい「唐・慕容曦輪墓誌」である。当該墓誌は、従来も取り組まれてきた慕容氏の系図の再現や家督継承に関する研究にとって有用であるに止まらず、北朝・隋唐期における軍事と外交の展開、具体的には、異民族に対する羈縻州の設置と、その羈縻州内におかれた唐代「府兵制」の軍府＝折衝府の存在について、新たな知見をもたらすものと考えられる。

紙幅の関係で、詳細な検討は別の機会に譲らざるを得ないので、まずは準備作業として、本稿では同墓誌銘に対して訳注を施し、その内容の正確な把握に努めることとした。

2. 「唐・慕容曦輪墓誌」訳注

本稿で取り上げる「唐・慕容曦輪墓誌」の拓本写真・録文は、王国玉・王河松「唐《慕容曦輪墓誌》考辯」(『書法叢刊』二〇一八年第四期、総第一六四期)に掲載されている。当該論文によれば、同墓誌は、陝西省西安市近郊で出土し、墓誌蓋は失われているが、誌石は青石質、正方形で、大きさは縦横ともに五七cm、厚さは一二cmであるという。したがって、原石が存在しているはずであるが、その出土状況や現在の所蔵先に関する消息には、まったく言及がない。ちなみに文字数は、全

三一行、満行三三字で、合計九八八字が刻されているとするが、正確には九八六字である。

その後、濮仲遠「唐代慕容曦輪墓誌考釈」(『青海師範大学学报(哲学社会科学版)』第四一卷第一期、二〇一九年)も、本墓誌を取り上げ、検討を加えているが、やはり出土年月や出土地点などの基本的な情報は不明とする。濮氏は、墓誌文の記載に基づき、唐代の長安県高陽原、すなわち現在の西安市長安区郭杜街道一帯の、唐代の長安城南の墓葬区から出土したものと推定しているが、したがうべき見解であろう。

なお濮氏は、前掲の王氏論文を参照しておらず、前後二本の論文が提示した録文には、まま異同がみられ、また墓誌文について、それぞれ若干の考察を加えている。そこで、その成果も参考しつつ、以下に【録文】【訓読】【語釈】【口語訳】を掲げることとする。【録文】においては、行数を冒頭二桁の数字で表し、墓誌本文中の空格については、その旨を記してある。誌石の破損等による欠字はない。【訓読】においては、一部の借字や誤字と思われるものを(誤)[正]の形で改め、また文脈に応じて適宜改行した。【語釈】は最低限に止めたので、個々の用語の意味については、【口語訳】を参照されたい。なお、【録文】では、よりテキストに近い字形を採用することを旨としたが、便宜上・技術上の問題から、異体字を通字に改めたところが少なくない。【訓読】と、【語釈】見出しの字体は【録文】に従い、それ以外は常用漢字を使用した。

【録文】

(01)唐故中郎將開國伯慕容府君墓誌銘并序(并序は、半行で縦に二文字)(02)公諱輪字曦輪昌黎棘城人也燕文明皇帝焯之後紫蒙之野始其邑焉鮮卑之山發(03)其原也家承管絃姓氏

*教養科 Division of Liberal Arts

因冠門習干戈英威動晉僭乎國史可得而詳祖忠右衛大將(04)軍列在王庭則人臣之首退居河朔為異方至尊父宣超贈驃騎大將軍兼范陽郡大(05)都督出自高峯偏當秀氣恭承玉冊保壽金章公蘭桂之下芳香自然幼志夙成風神(06)早慧年十一則治兵閤門橫行瀚海留情三略獨運六奇遂得寵入勳司位高勇將開(07)元七載解褐左武衛郎將兼閤門府都督借紫金魚袋甘羅上卿之歲然在青襟張強(08)侍中之年雖無弱冠方之早仕彼而有慙公以明略佐時雄圖務贊叅謀武帳洞晤兵(09)機事君榮君則為官族將門有將還入公臣廿二載遷左武衛中郎將其少也以智謀(10)見拔其壯也以雄才入選伏石為帟無以擬其彎弧竹林逢猿不足當其舞劍加以鑄(11)鼎卅襲廊廡相傳公侯子孫必復其始廿七載有詔冊封烏地野拔勤豆可汗兼安樂(12)州都督吐谷渾使命將用於昭陽欲苞卷於六合登壇取於韓信擬清平於天下公之(13)此授君有心焉實深撫禦之能不無身手之用西山盜賊秋塵不飛北塞匈胡不敢論(14)戰所部偏僻地實崎嶇多不訓之人有無君之政公示之以德威之以刑莫不向日而(15)傾從風而偃名振四海聲聞六夷公往歲在乘乾用兵與王忠嗣同為裨將朋交契洽(16)忽尔開懷聚石圖營澆沙結壘加臨向背一時盡申彼慙謀短智窮不能屈色下問惡(17)居其上苞藏禍心及乘節制飛言害德天寶元載貶授播川郡群犴鎮將江東八千子(18)弟從項藉而不歸海島五百軍人為田橫而俱死公麾下亡叛擬於其倫達人知命曾(19)無愠色背闕懷楚扁舟入吳鎮山靜江樂得其性詩禮化俗歌詠猶傳君子至之名不(20)朽也(二字空白)天子上凌烟之閣先憶舊臣聞鞞鼓之音實思良將八載除房陵郡志成府(21)別將既僭邊鄙之才方委爪牙之任霸陵漸近詞氣逾高朝端有期衝冠弼勇直以鶴(22)入其舍棄生井中不遂夙心奄然過隙其載八月十七日遭疾暴增薨於房陵郡之賁(23)館春秋冊有三荆衡流涕如祠武侯之厖老幼掩泣似望羊公之碑十載辛卯歲二月(24)十九日寄瘞於京兆長安縣高陽原之禮也遊魂羈旅足傷溫序之心玄夜思歸終有(25)蕪韶之夢撫孤修葬同氣盡心訓子承家孀妻剋意胤子政等至性居喪喪久松枯聲(26)哀鳥集式旌泉壤乃述銘云(一字空白)鮮山別嶺餘水分流率部歸漢擁騎凌周幽趙二國傳(27)譽千秋山川雄壯美麗優柔乃祖乃父為王為侯其一(其一は半角で横に二文字)晉初度隴唐元入寵婚納帝系卓(28)犖龍種金柯曄玉葉森葺海內振威河朔賈勇靈武十將異方一統其二(同前)遷鎮大江名(29)留越鄉房陵萎命賁館停喪棟樑摧折志士淪亡明(二字空白)主痛惜親友哀傷柩歸北里(30)魂往西涼其三(同前)風光催促旌旆旋引速衰柳寒亭殘花空谷周勃有悲田橫歌哭孀妻誓寡(31)胤子繼族封土植栢刻石銘德其四(同前)

【訓読】

唐の故^①中郎將^②開國伯^③・慕容府君の墓誌銘、並びに序公、諱は輪、字は曦輪、昌黎棘城の人なり。燕の文明皇帝(煬)〔毓〕の後なり。^④紫蒙の野に、其の邑を始め、鮮卑の山に、其の^⑤原^⑥を發するなり。家は簪紱を承け、姓氏は冠に因り、門は干戈に習い、英威は晉を動かす。國史に僭にして、得て詳らかにすべし。

^⑦祖の忠は、^⑧右衛大將軍たり。列して王庭に在れば、則ち人臣の首、退きて河朔に居れば、異方の至尊と為る。父の宣超は、^⑨驃騎大將軍兼范陽郡大都督を贈らる。高峯に出自し、偏に秀氣に當たり、玉冊を恭承し、壽を金章に保つ。

公は、蘭桂の下、芳香は自然にして、幼志は夙に成り、風神は早慧たり。年十一なれば、則ち兵を閤門に治め、瀚海に橫行す。情を三略に留め、獨り六奇を運らせ、遂に寵を得て勳司に入り、位高の勇將たり。開元七載、^⑩左武衛郎將兼閤門府都督・借紫金魚袋に解褐す。^⑪甘羅上卿の歳、然れども青襟に在り、^⑫張強侍中の年、弱冠無しと雖も、之の早仕に方ぶれば、彼にして慙ざる有らん。公は、明略を以て時を佐け、雄圖もて務め贊け、武帳に叅謀し、兵機を洞晤す。君に事え君を榮んにすれば、則ち官族と為り、將門に將有り、還た公臣に入る。廿二載、^⑬左武衛中郎將に遷る。其の少きや、智謀を以て拔きんぜられ、其の壯たるや、雄才を以て選に入る。伏石もて帟と為し、以て其の彎弧を擬する無く、^⑭竹林にて猿に逢い、其の舞劍に當たるに足りず。加えて以て鑄鼎をば卅襲し、廊廡をば相傳う。^⑮公侯の子孫、必ず其の始めに^⑯復らん。廿七載、詔冊有りて烏地野拔勤豆可汗に封ぜられ、^⑰安樂州都督・吐谷渾使を兼ね。將を命じて昭陽を用い、六合を苞卷せんと欲し、^⑱壇に登りて韓信を取り、天下を清平せんと擬す。公の此の授は、君、心有り。實に撫禦の能を深くし、身手の用無からず。西山の盜賊は、秋塵飛ばず、北塞の匈胡は、敢えて戰を論ぜず。所部は偏僻にして、地は實に崎嶇たり。多くは不訓の人にして、無君の政有り。公、之れに示すに徳を以てし、之れを威すに刑を以てするや、日に向かい傾き、風に從いて偃せざる莫し。名は四海を振るわし、聲は六夷に聞こゆ。

公、往歲、乘乾に在りて兵を用い、^⑲王忠嗣と共に裨將と為り、朋交は契洽し、忽尔にして懷を開く。石を聚めて營を圍き、沙を澆ぎて壘を結ぶ。加えて向背に臨み、一時に盡申す。彼、謀短にして智窮まるを慙じ、色を屈して下問する能わず、其の上に居るを悪みて、禍心を苞藏す。節制を乘るに及び、

飛言もて徳を害す。天寶元載、貶して播川郡牂牁鎮將を授けらる。江東八千の子弟、項藉に従いて歸らず、海島五百の軍人、田横の爲にして俱に死す。公の麾下は亡叛し、其の倫に擬えんとす。達人は命を知り、曾て温色無し。闕に背きて楚を懐い、扁舟もて吳に入り、山を鎮め江を静め、其の性を得るを樂しみ、詩禮もて俗を化し、歌詠の猶お傳わるがごとし。君子之こに至りて、名は朽ちざるなり。

天子、凌烟の閣に上りて、先に舊臣を憶い、鞞鼓の音を聞きて、實に良將を思う。八載、房陵郡志成府別將に除さる。既に邊鄙の才を備え、方に爪牙の任を委ねらる。霸陵漸く近く、詞氣逾高く、朝端期する有り、冠を衝きて弥勇む。直ちに以て偽は其の舎に入り、葉は井中に生じ、夙心を遂げず、奄然として隙を過ぐ。其載八月十七日、疾に遭いて暴かに増し、房陵郡の賓館に薨ず。春秋卅有三。荆衡の流涕するは、武侯の廟を祠るが如く、老幼の掩泣するは、羊公の碑を望むに似たり。十載辛卯の歳の二月十九日、京兆長安縣高陽原の(「所」あるいは「墟」の脱字、もしくは「高陽之原」の文字の転倒)に寄瘞す。禮なり。遊魂は羈旅して、温序の心を傷むに足り、玄夜に歸らんことを思いて、終に蕪韶の夢有り。孤を撫して葬を修め、氣を同じくして心を盡くし、訓子家を承け、孀妻剋意す。胤子の政等、至性もて喪に居り、涙久しくして松枯れ、聲哀しくして鳥集まる。式て泉壤に旌し、乃ち銘を述べて云う。

鮮山は嶺を別ち、餘水は分流す。部を率いて漢に歸し、騎を擁して周を凌ぐ。幽趙の二國、譽れを千秋に傳う。山川雄壯にして、美嬋優柔たり。乃祖乃父、王と為り侯と為る。其の一なり。晉初に隴を度り、唐元に寵に入る。婚は帝系を納れ、卓犖の龍種たり。金柯は曄曄し、玉葉は森聳す。海内に威を振り、河朔に勇を賣う。靈武の十將、異方一統す。其の二なり。遷りて大江を鎮め、名は越郷に留まる。房陵に萎命し、賓館に停喪す。棟樑は摧折し、志士は淪亡す。明主は痛惜し、親友は哀傷す。柩は北里に歸り、魂は西涼に往く。其の三なり。風光は催促し、旌旄は引くこと速し。衰柳の寒亭、殘花の空谷。周勃の悲しむ有り、田横の歌哭あり。孀妻は寡を誓い、胤子は族を継ぐ。封土に栢を植え、石に刻み徳を銘す。其の四なり。

【語釈】

- ① 中郎將 唐代の中央宿衛武官の一つ。語釈⑭を参照。
 ② 開國伯 正四品上に相当する伯爵(『通典』卷四十、職官二二、秩品五、大唐ほか参照)。
 ③ 昌黎棘城 吐谷渾の出身母体とされる鮮卑慕容部が魏晉

期に居住したという故地の一つで、現在の遼寧省錦州市の北方付近(『晋書』卷一〇八、慕容廆載記ほか参照)。

- ④ 燕の文明皇帝(煇)〔號〕 慕容皝のこと。五胡十六國時代、鮮卑慕容部が建てた前燕の初代君主。父・慕容廆死後の跡目争いに勝利し、三三七年には燕王を稱して勢力を拡大。のち、子の儁が皇帝に即位した際に、文明皇帝と追諡された(『晋書』卷一〇八、慕容廆載記ほか参照)。
 ⑤ 紫蒙の野 「紫蒙の野」以下、この段の記述は、『晋書』卷一〇八、慕容廆載記に、「其の先は有熊氏の苗裔、世々北夷に居り、紫蒙の野に邑し、号して東胡と曰う…。秦漢の際に匈奴の敗る所と為り、分れて鮮卑山を保ち、因りて以て号と為す…。時に燕代は多く步搖冠を冠し、莫護跋見て之れを好み、乃ち髪を斂め冠を襲け、諸部因りて之れを呼びて步搖と為し、其の後、音訛りて遂に慕容と為る」とあるのを踏まえた表現。
 ⑥ 祖の忠 慕容忠。吐蕃の圧迫を受けて唐に帰降した吐谷渾可汗・諾曷鉢の子。青海国王・烏地野拔勤豆可汗を世襲。聖曆元(六九七)年、靈州城南渾牙の私第で死去し、翌年、涼州に帰葬された(「大周故青海王墓誌銘」ほか参照)。
 ⑦ 右衛大將軍 唐代の中央軍統轄組織である十二衛の一つである、右衛の最高司令官。定員は一名で、正三品(『旧唐書』卷四四、職官志三、武官ほか参照)。
 ⑧ 父の宣超 慕容宣超。前掲語釈⑥の慕容忠の子。唐の姑蔵県主に尚し、父である忠の死後、国王号・可汗号を世襲し、左豹韜(衛)員外大將軍に任じられた(『新唐書』卷二二一上、西域伝上、吐谷渾ほか参照)。
 ⑨ 驃騎大將軍兼范陽郡大都督 驃騎大將軍は、唐代におかれた武散官の一つで、従一品(『旧唐書』卷四二、職官志一ほか参照)。范陽郡大都督は、幽州范陽郡に置かれた地方統治機関である大都督府の長官(『新唐書』卷三九、地理志三ほか参照)。ただし、いずれも死後の贈官である。
 ⑩ 左武衛郎將兼閤門府都督・借紫金魚袋 左武衛郎將は、唐代の中央宿衛武官の一つで、左武衛所属の翊府の翊衛を率いて宿衛を務めた。正五品上(『唐六典』卷二四、諸衛ほか参照)。閤門府都督については後掲「3. 考察」を参照。借紫金魚袋は、唐代、三品以上の高官が着用することを許された、紫色の服と黄金製の飾りのついた魚符を入れる袋のセットをいう(『唐会要』卷三一、輿服上、章服品第・魚袋、『唐六典』卷八、符宝郎ほか参照)。
 ⑪ 甘羅上卿の歳 甘羅は、戦国・秦の人。十二歳の甘羅が、

- 秦王政、のちの始皇帝の使者として趙王を説き伏せ、五つの城を割譲させて、その功績で上卿に封ぜられたという故事に基づく表現(『史記』巻七一、甘茂列伝ほか参照)。
- ⑫張強侍中の年 張強とは張辟疆のこと。劉邦の謀臣であった留侯・張良の子。十五歳で侍中となり、劉邦死後、丞相陳平に、呂后の一族の呂台・呂産に南北軍を掌らせるように献策し、これが呂氏専権の端緒となったという故事に基づく表現(『漢書』巻九七上、外戚伝)。
- ⑬将門に将有り 戦国・齊の孟嘗君が、大将の家柄には必ず大将が出て、宰相の家柄には必ず宰相が出ると言った故事に因む表現(『史記』巻七五、孟嘗君列伝ほか参照)。
- ⑭左武衛中郎将 前掲語釈⑩の左武衛郎将の上官で、正四品下(『唐六典』巻二四、諸衛ほか参照)。
- ⑮伏石もて盾と為し、以て其の彎弧を擬する無く 前漢の「飛將軍」こと李広が狩りに出かけた際に、草むらの中の石を虎だと思って射かけたところ、矢が突き刺さったという故事が最も有名であるが、その他にも類似の説話が複数あり、これらに基づく表現(『史記』巻一〇九、李將軍列伝ほか参照)。
- ⑯竹林にて猿に逢い、其の舞劍に當たるに足りず 春秋時代、劍技に優れた女劍士が、越王との面会に向かう道すがら、一人の翁に望まれて竹林で手合わせをしたところ、その翁が樹上に飛び上がるなり白い猿に変じたというエピソードに基づく表現(後漢・趙煜撰『吳越春秋』ほか参照)。
- ⑰公侯の子孫、必ず其の始めに復らん 晋の大夫・畢万が、大功を立てて魏の地を賜り、かつて占いの卦に出たとおり、先祖の畢公高と同じく諸侯に列せられたという故事に基づく表現(『春秋左氏伝』閔公元年ほか参照)。
- ⑱烏地野拔勤豆可汗 墓主・慕容曠輪の曾祖父にあたる諾曷鉢が、唐に帰降した際に授けられた可汗号。この可汗号の世襲については、後掲「3. 考察」を参照のこと。
- ⑲安樂州都督・吐谷渾使 安樂州は、墓主の曾祖父に当たる諾曷鉢が、吐蕃の圧迫を受けて唐に帰降した際に、その部衆を靈州に移住させて設置した羈縻州で、安んじ楽しむように願って命名されたという。諾曷鉢がその刺史に任じられているが、あるいは都督も兼務していて、あわせて慕容曠輪に受け継がれたものとも考えられる(『旧唐書』巻一九八、西戎吐谷渾伝ほか参照)。吐谷渾使は、羈縻州にいる吐谷渾部落の統率権を示す使職。
- ⑳将を命じて昭陽を用い、六合を苞卷せんと欲し 戦国時代、楚の將軍・昭陽が、魏を討った勢いに乗じてさらに齊に侵攻しようとしたが、説客の陳軫にそれは「蛇足」であると言われ、思いとどまったという著名な故事に基づく表現(『戦国策』齊策、「昭陽為楚伐魏」ほか参照)。
- ㉑壇に登りて韓信を取り、天下を清平せんと擬す 前漢の丞相・蕭何が、韓信が「国士無双」の異才であることを見抜き、項羽と天下を争うのであれば不可欠の人材であると強く推薦したことを受けて、劉邦が吉日を選んで齋戒し、壇場を設けて礼儀を備え、韓信を大將軍に任命した故事に基づく表現(『史記』巻九二、淮陰侯列伝ほか参照)。
- ㉒王忠嗣 唐代の武將(七〇五～七四九年)。突厥・吐蕃などの異民族との戦いで勝利を重ねた名將であったが、のちに玄宗の吐蕃攻めに反対して不興を買い、命令違反のかで左遷され、やがて死去した(『旧唐書』巻一〇三、『新唐書』巻一三三、本伝ほか参照)。
- ㉓播川郡牂牁鎮將 播川郡は、天宝元(七四二)年に、播州を播川郡と改名したもので、乾元元(七五八)年にまた播州に戻された。現在の貴州省遵義市付近。なお、貞觀九(六三五)年に、隋の牂牁郡の牂牁県に設置されたのが播州であったことから、牂牁鎮將は、同地に置かれた鎮の長であったと考えられる(『旧唐書』巻四十、地理志三、江南西道ほか参照)。鎮將の官品は、正六品下～正七品下に相当(『旧唐書』巻四四、職官志三、州県官員ほか参照)。
- ㉔江東八千の子弟、項藉に従いて歸らず 秦末の乱で頭角を現し、西楚の霸王を称した項羽が、劉邦軍に追い詰められた場面で、江東出身の八千人の子弟を率いて旗揚げしたものの、いまや一人の生き残りもおらぬのに、自分一人がおめおめと生きながらえることはできないとあって、自害して果てたという有名なエピソードにちなんだ表現(『史記』巻七、項羽本紀ほか参照)。
- ㉕海島五百の軍人、田横の為にして俱に死す 戦国・齊の王族の一人で、一時、齊王となった田横は、勢力を失うとその部下五百人とともに海中の島に逃れ、のちに劉邦の呼び出しに応じたものの道中で自死を遂げたが、それを聞いた部下五百人もみな殉死したというエピソードにちなむ表現(『史記』巻九四、田儋列伝ほか参照)。
- ㉖凌烟の閣 唐の太宗・李世民が、貞觀十七(六四三)年に、功臣二十四人の肖像を描かせたという楼閣のこと(『旧唐書』巻三、太宗本紀ほか参照)。
- ㉗房陵郡志成府別將 房陵郡は、天宝元(七四二)年に、房州を房陵郡と改名したもので、乾元元(七五八)年にまた房

州に戻された。現在の湖北省房県付近(『旧唐書』卷三九、地理志二、山南東道ほか参照)。志成府は、唐代折衝府の一つ。別將は、折衝都尉・果毅都尉に次ぐ折衝府の指揮官で、官品は正七品下～從七品下に相当(『旧唐書』卷四四、職官志三、武官ほか参照)。

⑳ 桑は井中に生じ 三国蜀の人・何祗が、井戸の中に桑が生える夢を見て、夢占いの趙直に意味を尋ねたところ、桑は井戸の中のものではないから移植しなければならず、しかも桑(栞)の字は、十が四つあってその下に八を書くので、おそらく四十八歳より長くは生きられないだろうとの答えであったが、何祗は笑ってそれで充分だと応じ、実際、享年四十八で亡くなったという故事に基づく表現(『三国志』卷四一、蜀書・楊洪伝注引『益部耆旧伝』の雑記を参照)。

㉑ 奄然として隙を過ぐ 『莊子』知北遊篇に、「人の天地の間に生きるは、白駒の隙を過ぎるが若く、忽然たるのみ」等とあるのを典拠に、疾走する馬を狭い隙間から見るとたとえ、月日の過ぎ去るのが早いことをいう墓誌文での慣用表現。

㉒ 荆衡の流涕するは、武侯の窟を祠るが如く 荆衡は、ここでは荆山・衡山のある長江中流域、すなわち現在の湖北省・湖南省一帯を指し、武侯は、三国・蜀の諸葛孔明の諡号で、その死後、多くの人々があちこちに廟を立てて孔明を追慕したという故事に基づき、墓主の死をいたむ表現としたと考えられる(『三国志』卷三五、蜀書・諸葛亮伝を参照)。

㉓ 老幼の掩泣するは、羊公の碑を望むに似たり 羊公は、晋の羊祜、字は叔子、泰山南城の人。魏晉禪代に関わったのち、武帝司馬炎の信任を得て荊州諸軍事となり、対吳経略に手腕を発揮した。信義に厚い人柄から多くの人に敬慕され、任地の襄陽の百姓が、羊祜が良く遊覧した場所に碑を建てて、それを見ては涙を流したので、杜預がその碑を「墮涙碑」と名付けたという故事に基づき、墓主の死を悼む表現(『晋書』卷三四、本伝)。

㉔ 京兆長安縣高陽原 原は黄土高原に特有のテーブル状台地。高陽原は隋唐長安城の西南郊に位置し、当時の墓葬域の一つ(妹尾達彦『長安の都市計画』講談社、二〇〇一年を参照)。

㉕ 遊魂は羈旅して、温序の心を傷むに足り 温序は、後漢・光武帝の部下。隗囂の部下に捕らわれ、自害して果てたのを光武帝が憐み、洛陽城の傍らに墓地を賜ったが、その靈魂が長子の寿の夢枕に立って、故郷の太原に戻りたいと訴えたので、ついに帰葬するを得たとの故事に基づく表現(『後

漢書』卷八一、独行列伝を参照)。

㉖ 玄夜に歸らんことを思いて、終に蕪韶の夢有り 蕪韶は蘇韶・蘇昭とも記す。西晋・安平の人で、中牟県の県令となった。咸寧年間の初め(二七五年頃)に亡くなったのちに鬼霊となり、従弟(第九子とも)の蘇節の前に白昼堂々現れたり、あるいは夢枕に立って、冥界の事を話したという怪異譚が、幾通りも伝えられている。ここでは、蕪韶の霊がかねて目を付けていた洛陽北郊の邙山に改葬して欲しいと願ったというのにちなみ、語釈㉑と同じく、墓主が長安へと帰葬されたことをいう表現だと考えられる(『太平御覽』卷八八三、神鬼部三、鬼上、『蒙求』一八三、「蘇韶鬼霊」ほか参照)。

㉗ 周勃の悲しむ有り、田横の歌哭あり 周勃は劉邦の部下で、旗揚げ以前、葬式で簫を吹くのが常であった(『史記』卷五七、絳侯周勃世家ほか参照)。田横については、語釈㉑を参照。田横が自害した時、従者が悲哀の情を込めて作った歌が、のちに葬送で歌われる「薤露蒿里」の挽歌として世に広まったという(『蒙求』二〇、「田横感歌」ほか参照)。

【口語訳】

唐の故中郎將・開国伯・慕容府君の墓誌銘、並びに序

公は、諱を輪、字を曦輪といい、昌黎棘城の人である。前燕の文明皇帝(とおくり名された)慕容皝の末裔である。(現在の老哈河流域に当たる)紫蒙の野に、はじめて国邑を築き、(鮮卑族ゆかりの地とされる)鮮卑山に、その起源を発するのである。墓主の家は代々冠をとめるこうがいと印を下げる組紐を帯びる身分を継承し、(慕容という)姓氏は步搖冠の名にちなみ、一門は武芸に習熟し、その優れた兵威には晋王朝も一目置かざるを得ないほどであった。(それらのことは)国家の史書に記されており、詳しく知ることができるのである。

祖父の忠は、右衛大將軍であった。宮廷にあつては、居並ぶ臣下の首座を占め、出でて黄河の北方におれば、異国で至尊の冠を戴く身となった。父の宣超は、驃騎大將軍兼范陽郡大都督を追贈された。高い峯に出自を仰ぎ、ひとえに秀でた気性を身につけ、玉製のふだに記された天子の勅命を謹んで承り、長きにわたって金の印章を帯びてきたのである。

公は、蘭や桂(のようなかぐわしい先祖)の末裔であるから、(その身からは)芳香が自然と漂うようであり、幼いころから立派な志を持ち、人品は若くして聡明であった。十一歳になると、(内では)兵を率いて官門の警備にあたり、(遠く北方では)海のごとき砂漠を闊歩した。情熱を持って(六韜や)三略などの

兵書の学習に打ち込み、一人で六つの奇計をめぐらせて、ついに君主の寵愛を受けて勲功ある臣下の列に加わり、高位にある勇敢な将軍となったのである。開元七(七一九)年、始めて官途について左武衛郎将となり、閤門府都督を兼任し、紫金魚袋を身につけた。秦の甘羅が(外国への使者となって功績を立てて)上卿の位に列せられたのは十二の歳であったというが、まだ書生のようなものであったし、(かの張子房の子である)張辟強が侍中とされたのは十五の歳であったというから、弱冠二十歳にもなっていなかったのであるが、(墓主である慕容曦輪が)早々に出仕を果たしたのに比べれば、彼らも恥じ入りところがあるであろう。公は、よく練られたはかりごとで時の政治を補佐し、雄大な計画で治世の助けとなろうとし、武器を並べた帷幄にあつては参謀となり、用兵の機微を深く洞察していた。君主に仕えてその威徳を榮えさせれば、代々つづく官吏の家柄となり、大将の家門は必ず大将を輩出するというが、また公明正大な臣下ともなったのである。(開元)二十二(七三四)年に、左武衛中郎将に昇進した。若いときには、その智謀によって拔擢され、男盛りの年齢を迎えると、抜きん出た才能によって選抜された。草むらの中の石を虎だと思って、弓を引き絞って狙いを定めたり、竹林で白猿の化身と遭遇して、その剣技を競うまでもなかったわけである。これに加えて釣鐘が鳴りいくつもの鼎に食事を盛りつけた富貴な生活を代々続け、先祖のみたまやを伝承してきた。公や侯の子孫は、必ず先祖の地位を受け継ぐものだという。(その言葉どおり)(開元)二十七(七三九)年、詔が下って烏地野拔勤豆可汗の位に封じられ、安樂州都督・吐谷渾使を兼任した。(かつて戦国・楚は)將軍の任命に当たって昭陽を登用し、(魏を討った余勢で齊をも攻めて)天下を席卷しようとし、(前漢の高祖・劉邦は)壇を設けて韓信を大將軍に拔擢して、天下を清め平らげようとした。(それらと同じく)公がこのような官を授けられたのは、君主の特別な計らいによるものであった。(その期待に応じて)慈しみ治める能力を発揮し、身体を動かす労もいとわなかった。(そのため)西方の山に巣くう盗賊は、秋になっても狼藉を働かず、北方の長城あたりの異民族も、敢えていさに訴えることはなかった。治めるべき土地は交通不便な僻地で、険しい山道が続くばかりである。(人の履み行ふべき五つの正しい道を)わきまぬ者達が、君主をないがしろにして憚らない(ような土地柄である)。公は、彼らに恩徳を示す一方で、明らかな刑罰で威圧したので、日輪に向かって花が傾き、風に靡いて草が伏せるように(公に従わぬ者はなかった)。その威名は四

方の海まで振い、その名声は異民族のもとにも鳴り響いた。

公が、かつて、(朔州の)桑乾の地に出征した際、王忠嗣と同じく下級将官となったことから、朋友として交際するようになり、たちまち胸襟を開く間柄となった。小石を集めて陣營の図を描き、砂を注いで城壘に見立て(ともに作戦を練ったのである)。(ところがその後)互いに向き合っていた二人が背を向けて、急に関係が悪化する事態となった。王忠嗣は、自分の知謀が公には及ばぬ事を恥じつつも、へりくだって教を請うことはできず、目の上のたんこぶのように憎んで、まがまがしい気持ちを隠し持つようになった。(のちに彼が)同地での指揮権を掌握すると、根も葉もない噂を立てて徳(のある公)を陥れたのである。(その結果)天宝元(七四二)年に、公は播川郡牂牁鎮将(という南方辺境の下級将校)に左遷されてしまった。江東出身の八千人の子弟からなる精銳は、項羽に従って(各地を転戦したが、結局、誰一人として郷里には)帰らず、田横とともに海中の島に逃れた五百人の部下は、(田横の死を聞くと)その死に殉ずる道を選んだ。公の率いる部下達も反乱を起こして、(主君のためには死をもいとわなかったこれら先人の)ともがらたろうとした。ところが、世を達観した公はこれも運命の巡り合わせだと知って、恨み憤る様子は見せなかった。宮廷に背を向けて遠い楚の地を思い、小さな舟に乗って南方は呉の地に下り、その地の山や川の神を祭って、人の本性にかなった生活を楽しみ、詩と礼によって風俗を教化する様子は、伸び伸びとした歌声が伝わって行くようであった。君子はこのような状況にいたっても、名声が朽ちることはないのである。

時の天子(である玄宗)は、(太宗・李世民が功臣二十四人の図像を描かせたという)凌烟閣に上ると、真っ先に古くからの臣下(である左遷していた公の)ことを思い出し、馬上で打ち鳴らす戦鼓の音を耳にしては、公が優れた将軍であることに思いを致した。(天宝)八(七四九)載、房陵郡にある志成府の別將に任じられた。かねて都から離れた辺鄙な地に才能ある公を置いてきたが、ここにいたって天子の爪となり牙となる護衛の任務を委ねられた。帝王の陵墓(のある都)にいよいよ近づくと、言葉も気持ちもいよいよ高ぶり、朝廷の臣下の首座に日ならずして復帰することとなると、髪が冠を衝き上げてますます勇み立った。ところがたちまちみみづくが巣くって(不吉な予兆を示し)、桑が井戸の中に生える(夢を見て寿命が知らされ)、その念願は果たされないまま、慌ただしく時は過ぎ去った。その年の八月十七日、公は病に倒れ病状はにわかすすみ、房陵郡の宿舎で亡くなられた。享年は四十三であつ

た。荆山・衡山(のある南方の人々)が涙を流す様子は、かの諸葛武侯の廟を祠っているようであり、若いも若きも涙をおおってむせび泣くさまは、羊祜のために建てられた碑を望み見るようであった。(天宝)十(七五一)載、この辛卯の歳の二月十九日になって、京兆長安県の高陽原に埋葬された。礼にかなったことである。公の魂が異郷にさすらっているかと思うと、(故郷・太原に戻りたいと願って息子の夢枕に立った)温序の心が痛ましく思われるし、闇夜の中でも故郷に帰ることを夢見たらどうかと想像すれば、蕪韶の霊が現れて改葬を願ったことが想い起される。孤児をなぐさめて葬儀を執り行い、気持ちをあわせて真心を尽くし、教えを受けた子は家を承継ぎ、残された妻は心を強く固めた。跡継ぎ息子の慕容政たちは、まことに善良な心持ちで亡父の喪に服し、涙を流すこと久しくして松も枯れてしまうほどであり、死を悼む声の哀愁に鳥たちも集まってきた。(そこで今は亡き公のことを)黄泉の世界にも表彰すべく、つぎのように銘文を作った。

鮮卑発祥の山は嶺々をいただき、溢れ出した水は分岐して流れた。(そうして現れた祖先は)部落を率いて漢の国に帰順し、(慕容廆の庶兄の吐谷渾は)馬群を率いて周の地を越えて(西方の地に至った)。幽・趙の二国(を治めた前燕)は、その誉れが幾久しく伝えられた。山も川も雄々しく壯観で、美しく柔らかな姿を見せている。その祖父も父も、王となり侯となった。第一の銘である。晋王朝の初めには隴山を越えて移り住んだが、唐王朝が興ると天子の寵遇に帰服した。帝室と姻戚となり、拔群に優れた駿馬のような貴種の家系となった。金で出来た枝がまばゆく輝き、玉のように美しい葉が茂り聳えた。天下に勢威を振るい、黄河の北の地では勇気を示して戦功を立てた。(都の西北にあたる)靈武の地では名だたる將軍の一人となり、異国の地は統一された。第二の銘である。遠く移り住んで長江を鎮め、その名声は故郷を離れた南方の地にも留められた。房陵郡で命は枯れて、(公のみまかった)賓客の泊まる館では喪に服するのをやめて仕事に戻らねばならなかった。天下の棟梁は砕け折れ、国に尽くそうとする士はみまかった。賢明な君主は痛惜の念に堪えず、親しい友人達もその死を悲しみ嘆いた。(公の亡骸を取めた)柩は北方の長安郊外へと帰り、その魂は(先祖の眠る西方の)涼州の地に旅だった。第三の銘である。風に揺れる葉はきらめいて(故人の面影とともに時の流れを)せき立てるようであり、出棺を先導する旗も速やかに進んでいく。頼りなげな柳が寒々とした宿場に揺れ、散り残した花が人気の無い谷にひっそりと咲いている。周勃が吹く悲し

げな簫の音や、田横の死を弔う挽歌(が聞こえて来るようである)。残された妻は操を立て、跡継ぎ息子が一族を継承した。墓の盛り土に柏を植え、石に刻んで故人の徳を記す。第四の銘である。

3. 考察

(1) 墓誌文の構成と墓主の生きた年代

本墓誌文は、誌題(01行)、誌序(02～26行)、銘(26行以下)によって構成される。誌序の内容は、①発辞(03行「可得而詳」まで)、②祖先に関する記述(05行「保壽金章」まで)、③墓主の人となり、および初出仕からの官歴(15行「聲聞六夷」まで)、④王忠嗣に陥れられて左遷の憂き目にあったこと(20行「朽也」まで)、⑤ようやく左遷を解かれるがついに都への帰還は果たせなかったこと(22行「奄然過隙」まで)、⑥墓主の死去と葬儀の記述(26行「乃述銘云」まで)、に段落分けすることができよう。その後続く銘文は、四文字で一句、二句一対の形式をとる十句の韻文を、其の一から其の四までの全四十句ならべ、誌序とおおむね相対応する内容を表現している。

この中で、墓主生前の事績を記すのは③～⑤の部分であるが、二二～二三行目の記述によれば、墓主の慕容曦輪は唐・玄宗の天宝八(七四九)載に四十三才で死去しているの、その生まれは、唐・中宗の神龍三年(=景龍元(七〇七)年)であったと逆算される。墓主・慕容曦輪の生涯は、玄宗・李隆基のもと、唐が再び対外的に発展していく中で、大いに活躍した蕃将たちの、一つの典型的な姿を示すものと考えられる。

なお、慕容曦輪は、一般的には名将の誉れ高い王忠嗣の讒言によって左遷の憂き目にあい、任地で逝去するという、悲哀に満ちたドラマチックな人生を送った人物でもあった。そもそも、自分を陥れた相手、しかも当代の著名な人物への恨み言が墓誌に記されることは、かなり稀なことだと思われる。墓誌文には、王忠嗣の墓主に対する嫉妬が原因としか書かれていないのであるが、同じ七四九年に死去したこの二人の人物の間に、いったい何があったか。それを墓誌に刻むことを望んだ遺族の思いや、書き手の意図はいかなるものであったのか。

そうした疑問を明らかにするには、手がかりが足りないのであるが、墓誌文そのものについて見てみると、語釈¹⁶²⁴²⁵³³³⁴などの箇所が、いずれも庾信撰「周大將軍懷徳公吳明徹墓誌銘」(清・倪璠注『庾子山集注』卷一五、誌銘、中華書局、二〇〇六年所収を参照)と共通している。たまたま同一の典拠に拠ったというよりも、この部分は庾信の文の引き写しのように感

じられる。墓誌の出土状況、原石の所在、拓本の入手・閲覧の経緯などが不明な現状においては、偽刻の可能性も含めて、慎重に臨むべきであるが、以下、本墓誌文から得られる情報のうち、特に興味深い点二つを挙げておきたい。

(2) 墓主の家系と可汗位の継承について

墓主・慕容曦輪は、吐谷渾の王族・慕容氏の直系に属する人物である。『旧唐書』卷一九八、西戎・吐谷渾伝、および『新唐書』卷二二一上、西域上・吐谷渾伝は、吐谷渾の可汗位は、諾曷鉢一忠一宣超一曦皓一兆と、代々、父子で継承されてきたと伝えている。なお、ここに見える曦皓は、その兄の曦光の間違いであることが、かねて指摘されている。

ところが、新たに出土した「慕容曦輪墓誌」には、墓主の曦輪も、「烏地野拔勤豆可汗」(十一行目)という、父祖伝来の可汗号を継承したことが記されている。上述のとおり、すでに父から子への世襲体制がある程度確立している中で、事実、兄弟相続が行われたとすれば、それはいかなる理由によるものであったのか。墓誌は、「公の此の授は、君、心有り」(十二～十三行目)として、玄宗の特別な計らいによるものであったと記しているが、では、玄宗は墓主のどこを見込んで、このような措置を取ったのであろうか。なお、いささか気にかかるのは、これまでも多数出土している慕容氏に関わる墓誌の中にすら、一度も登場したことのない慕容曦輪なる人物が、実は可汗であったというのは、やや不自然に感じられる点である。もっとも、開元二六(七三八)年の兄・曦光の死を受けて、翌二七年に弟・曦輪が可汗位を継承したものの(十一行目)、わずか三年後の天宝元年には左遷の憂き目にあったことから、史料にその存在が残りにくかったのだと考えれば、一応の説明はつく。いずれにせよ、当時の政治・社会の中に墓主を位置づけつつ、その生涯をさらに詳しく検討してみる必要がある。

(3) 羈糜州と羈糜州軍府の一事例

本墓誌に刻された具体的な官歴は、墓主の生涯を再現する際に不可欠であるに止まらず、唐代の実像、特に墓主が吐谷渾可汗の一族に属し、一貫して軍事畑を歩んだ蕃将であることから、外交や軍事のあり方を解明する上でも貴重な材料を提供するものである。例えば、「房陵郡志成府」(二十行目)は、本墓誌ではじめて存在が確認された折衝府であるが、筆者が特に注目したいのが、「年十一なれば、則ち兵を閩門に治め」(六行目)、および「左武衛郎将兼閩門府都督」(七行目)として二度も登場する、「閩門」なる言葉である。なぜならば、『旧唐書』卷四〇、地理志三、河西道、涼州中都督府に、

吐渾部落・興昔部落・閩門府・臯蘭府・盧山府・金水州・蹕林州・賀蘭州、已上の八州府は、並びに県無く、皆な吐渾・契苾・思結等の部なり。寄せて涼州界内に在り。

とあり、『新唐書』卷四三下、地理志七下、羈糜州、隴右道、吐谷渾、涼州都督府に、

吐谷渾州一。閩門州。右は涼州都督府に隸す。

とあり、『新唐書』卷三七、地理志一、関内道、延州延安郡に、延州延安郡、中都督府…。県十。府七有り、敦化・延川・寧戎・因城・塞門・延安・金明なり。又た儀鳳中、吐谷渾部落、涼州自り内附し、二府を金明の西境に置き、羌部落と曰い、閩門と曰う。

とあるように、在来史料にも記されていた、「閩門」ないし「閩門」と冠した吐谷渾部落ゆかりの羈糜州と折衝府に、慕容曦輪が直接関与していたことが明らかとなり、本墓誌が、その実態解明に資するところは、非常に大きいと考えられるからである。筆者は、異民族部落に関わる地方軍府こそは、いわゆる「府兵制」像を見直す際の鍵を握ると考えているが[2]、すでに紙幅も尽きたので、詳しい検討は稿を改めて行うこととしたい。

4. おわりに

以上、「唐・慕容曦輪墓誌」について、基礎的な考察を加えてきた。吐谷渾・慕容氏については、他にも多数の墓誌が出土しているので、それらも含めて引き続き検討して行きたい。

参考文献

[1]周偉洲編著“吐谷渾資料輯録(増訂本)”北京・商務印書館(2017)が、概要を知るのに便利なので参照のこと。

[2]なお、この羈糜州の閩門州と折衝府の閩門府については、張国剛“唐代政治制度研究論集”台北・文津出版社(1994)、「唐代的蕃部与蕃兵」が、「府兵組織形式的蕃兵」として、若干ながら言及しているので、参照のこと。

付記:本稿の脱稿後、周偉洲“吐谷渾墓志通考”中国边疆史地研究第 29 卷第 3 期(2019),pp.65-79 を入手したほか、甘肅省武威市天祝チベット自治県において、墓主の大叔父に当たる慕容智の墓誌が新たに出土したとの報に接した(關尾史郎先生のご教示を受け、現地の HP 等で確認)。驚くべきことに、「未知の文字」が記された墓誌となっており、今後、詳しい発掘報告がなされることを期待したい。

謝辞:本研究は、JSPS 科研費 17K03154 の助成を受けたものです。